

(ウ) 運賃料金 公正合理的なるを要し、不公正・不合理なものは禁止される。〔同(5)〕

(エ) 無賃乗車証 職員および特に定めたものに対するほか禁止される。〔同(7)〕

(オ) 利害関係商品の運送禁止 木材とその製品ならびに自家用品を除き、鉄道が利害関係(兼営または投資等)ある物品を州際間に運送してはならない。〔同(8)〕

(カ) 緊急時における州際交通委員会(以下 I. C. C. と略示する)の権限拡大 戦争その他の緊急時は鉄道施設の使用につき広範な権限が与えられる。〔同(5)~(7)〕

(キ) 鉄道建設・廃止の認可等 新線建設・現在線廃止には I. C. C. の認可を要し、また I. C. C. は鉄道の公共運送業務を財的に阻害しない範囲で新線延長を命ずることができる。

以上は 1 州内の鉄道、市街・郊外・市間電鉄(一般蒸気鉄道の一部でない場合)には適用されない。〔同(8)~(22)〕

(ク) 差別待遇禁止 運賃割戻しその他の人的差別待遇はすべて禁止される。〔第 2 条〕

地域的・市町村の場所の差別待遇も非合法とする。〔第 3 条(1)〕

(ケ) 農産物輸出運賃 農産物輸出運賃にも工業製品輸出運賃と同じ原則を許すことを国会の政策として宣言する。〔同(1a)〕

(コ) 貨客連絡運輸の義務 連絡社線間に貨客の連絡運輸を行い、相互間に差別待遇をしてはならない。〔同(4)〕

(カ) 発着点施設共用 I. C. C. は発着点施設の共用を強制することができる。〔同(5)〕

(シ) 長短距離運賃条項 同一線上同一方向において部分たる短距離運送に対し長距離運送より高い運賃をとってはならない。また連続部分運賃の合計より高い通し運賃をとってはならない。ただし I. C. C. は特別の場合例外を認可することができる。〔第 4 条(1)〕(この条項はもっとも有名であるが、競争激甚のため問題が多く、1954 年には大統領運輸政策諮問委員会はその例外認可の要を廃することを勧告している。)

(セ) プーリング 鉄道間の合同計算(プーリング)は I. C. C. の認可を得た場合のほか非合法とする。〔第 5 条(1)〕

(テ) 合同 上記の認可は合同または管理権取得をもたらしうに行うを要する。運送人でないものが株式取得その他の方法によって 2 および 3 以上の運送人の管理権を取得するにも事前の認可を要する。鉄道の合同もしくは管理権の取得は公益と矛盾しないことを要する。またこの取引は公益を阻害するような固定的支出の増加がない場合のほか認可してはならない。合同により職を失う職員の利益は保護されねばならない。〔同(2)〕

(ト) 合同等認可の効果・反トラスト法の適用除外等 I. C. C. による合同等の認可は反トラスト法の適用を除外し、また州鉄道・公益事業委員会の認可獲得の義務を免除する。〔同(11)〕

(チ) 鉄道・水路の財的提携制限 鉄道は競争水路運送人と財的關係を持ってはならない。ただし、I. C. C. はパナマ運河通航の船舶を含む場合を除き、例外を認可することができる。

(リ) 運賃等の協定 運賃ならびに関連事項の鉄道間協定は I. C. C. の認可を経て行うことができる。ただし、独立行動をとろうとする各個運送人の利益は保護されねばならない。〔第 5 条 a)〕

(ロ) 運賃等の届出・公示 すべての貨客運賃・料金は I. C. C. に届出で、駅に掲出公示されねばならない。〔第 6 条(1)~(2)〕

(ハ) 運賃の変更 すべての運賃変更には I. C. C. ならびに公衆に対し 30 日の事前予告が必要である。I. C. C. は理由ありと認めるときはこの日数を短縮することができる。〔同(3)〕

(ニ) 罰 則 この法律の運送人またはその代理人による違反には、その違反ごとに 5,000 ドル以下の罰金を課す。差別待遇の場合は違反個人を 2 年以下の禁錮に処す。〔第 10 条〕

(ホ) I. C. C. の構成 I. C. C. は任期 7 年、年俸 12,000 ドルの 11 人の委員で構成する。委員は大統領が上院の勧告と同意によって任命する。6 人以上の委員が同一政党に属するものであってはならない。また委員は他に雇傭されたり、本法適用下の公共運送人と利害関係を持ってはならない。〔第 11・24 条〕その他 I. C. C. に関する条項は次章(4 監督)に譲る。

(ヘ) I. C. C. 調査報告書の作成・公表 〔第 14 条〕

(ニ) 運賃等の変更指定・最高最低運賃設定 I. C. C. は運賃・規則・慣行等が不公正または不当に差別的その他本法に違反すると認めるときは、これらのものを廃止変更して別のものを指定することができる。このうちには最高運賃・最低運賃の設定を含むものとする。〔第 15 条(1)〕

(ホ) 運賃変更停止権 I. C. C. は運賃・料金・規則・等級表・慣行等の変更につき発効期限より 7 箇月をかぎり施行を停止する権限を与えられる。この審問手続が 7 箇月内に終わらない場合は変更は実施されるが、運賃引上を含む場合には、不認可となった場合に関係者へ払戻しをなし得るよう記録措置を命ずることができる。これら運賃等の変更の審問会においては、その変更が合理公正であることの立証責任は運送人側にある。

(ロ) 運賃の合理公正性の条件 合理公正なる運賃の設定について I. C. C. は他の諸条件のほか、その運賃が貨客輸送に与える影響、公益のためそのサービスを行うに矛盾しない最低のコストで適切にして能率良き鉄道運輸を行う必要、さらに正直・経済的かつ能率的な経営の下において鉄道がかかるサービスを可能ならしめるに十分な収入をあげるを考慮しなければならない。〔第 15 条 a)〕

(リ) 鉄道公正資産価額の決定 I. C. C. は(合理公正運賃の基礎となる)公正資産価額を決定しなければならない。〔第 19 条 a)〕

(ロ) 鉄道会社の年次その他報告書提出義務 〔第 20 条(1)〕

(リ) 統一勘定科目体系の設定 〔同(3)〕

(ロ) 証券発行の認可 鉄道は I. C. C. の同意なくして株式・社債等の証券を発行してはならない。2 年以内の短期償還のものおよび発行済証券額面総額の 5% 以内の小額のものには例外とする。〔第 20 条 a) 2) (9)〕

(ロ) 取締役・役員その他鉄道兼勤の制限等 I. C. C. の同意なくして何人も 2 および以上の鉄道の取締役・役員となってはならない。また取締役・役員は自社の証券発行によって自己の利益のために金銭を收受してはならない。〔同(2)〕

(リ) 鉄道の財的再調整 鉄道会社は破産等によって財的に再編成されるに当たっては I. C. C. の認可を受けなければならないことその他を規定する。〔第 20 条 b)〕

(2) 州際交通法改訂関係諸法

当初の州際交通法はきわめて不備であったのと、また時勢環境の変化による必要とから、再々の立法によってその改訂強化あるいは近代化が行われている。それらは大半現行州際交通法に盛り込まれているのであるが、しばしばその時の立法名称で呼ばれているから、そのおもなものを以下に略示しよう。

(ア) エルキンズ法・ヘッパーン法 それぞれ 1903 年と 1906 年の立法で、運賃関係規定の違反罰則や、独占の抑圧を強化した。

(イ) マン・エルキンズ法(Mann-Elkins Act) 1910 年の立法で、長短距離運賃条項の修正、運賃改訂の場合の施行停止権、